

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月10日から同年3月2日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）麻坂下池地区	三豊市建設経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）新池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修）藤前地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）揚水地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（農道改修）岡ノ坊地区	”